平成３１年度　緊急時対策支援システムの運用に係る支援業務（ＰＷＲ）に係る一般競争入札説明書

入　札　説　明　書

入　札　心　得

入　札　書　様　式

委　任　状　様　式

予算決算及び会計令（抜粋）

仕　様　書

入　札　適　合　条　件

契　約　書　（　案　）

平成３１年４月
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房総務課情報システム室

入　札　説　明　書

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房総務課情報システム室

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（平成３１年４月１２日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

１．競争入札に付する事項

(1) 件名

平成３１年度　緊急時対策支援システムの運用に係る支援業務（ＰＷＲ）

(2) 契約期間

平成３１年６月１日から平成３２年３月３１日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２．競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(4) 平成３１・３２・３３年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(6) 入札説明会に参加した者であること。

３．入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

４．入札説明会の日時及び場所

平成３１年４月１９日（金）　１４時３０分～１５時００分

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル１３階入札会議室

※１　参加人数は、原則１社１名程度とする。

※２　本会場にて、入札説明書の交付は行わない。

※３　本案件は入札説明会の参加を必須とする。

５．適合証明書の受領期限及び提出場所

平成３１年５月８日（水）　１２時００分

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房総務課情報システム室

（六本木ファーストビル５階）

６．入札及び開札の日時及び場所

平成３１年５月２０日（月）　１５時００分～１５時１５分

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル１３階入札会議室

開札は入札後直ちに行う。

７．競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

８．入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

９．落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって、予決令第７９条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするときがある。

10．その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めにより実施する。

11．入札保証金及び契約保証金　　全額免除

12．契約書作成の要否　　要

13．契約条項　　契約書（案）による。

14．支払の条件　　契約書（案）による。

15．契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

16．契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
支出負担行為担当官　原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　伊藤　隆行
〒106-8450　東京都港区六本木一丁目９番９号

17．その他
(1)　競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
(2)　本件に関する照会先
担当：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課情報システム室　守屋嘉則
電話：０３－５１１４－２２４０
FAX ：０３－５１１４－２２５０
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：yoshinori_moriya@nsr.go.jp

（別　紙）

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

１．趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

２．入札説明書等

（１）入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。

（２）入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

（３）入札者は、入札後、（１）の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

３．入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

４．入札書の書式等

入札者は、様式１による入札書を提出しなければならない。

５．入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

６．直接入札

直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合において、入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあたっては、入札書とは別に証明書及び添付書類を契約担当官（会計法（昭和２２年法律第３５号）第２９条の３第１項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

７．代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式２による委任状を持参しなければならない。

８．代理人の制限

（１）入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（２）入札者は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第７１条第１項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

９．条件付の入札

予決令第７２条第１項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10．入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

① 競争に参加する資格を有しない者による入札

② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札

③ 委任状を持参しない代理人による入札

④ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

⑤ 金額を訂正した入札

⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑦ 明らかに連合によると認められる入札

⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は２者以上の代理をした者の入札

⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札

⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札

⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札

⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11．入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12．開札の方法

（１）開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。

（２）入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。

（３）入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

（４）入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

13．調査基準価格、低入札価格調査制度

（１）工事その他の請負契約（予定価格が１千万円を超えるものに限る。）について予決令第８５条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

①　工事の請負契約　その者の申込みに係る価格が契約ごとに１０分の７から１０分の９までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

②　前号以外の請負契約　その者の申込みに係る価格が１０分の６を予定価格に乗じて得た額

（２）調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

（３）低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14．落札者の決定

（１）有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（２）低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。

（３）前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

15．再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、直接入札における開札の際に、入札者又はその代理人等が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

16. 落札者となるべき者が２者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が２者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

17. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

18. 契約書の提出等

（１）落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受理した日から１０日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

（２）落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

19. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

（別 記）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）を提出します。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（１）契約の相手方として不適当な者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

２．暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

３．再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

４．暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

（様式１）

入　　札　　書

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　殿

所　　在　　地
商 号 又 は 名 称
代表者役職・氏名　　印

（復）代理人役職・氏名　　印

注）代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する場合に、（復）代理人の記名押印が必要。このとき、代表印は不要（委任状には必要）。

下記のとおり入札します。

記

１　入札件名　：平成３１年度　緊急時対策支援システムの運用に係る支援業務（ＰＷＲ）

２　入札金額　：金額　　円也

３　契約条件　：契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。

４　誓約事項　：暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

（様式２－①）

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　殿

所　　在　　地
（委任者）商 号 又 は 名 称
代表者役職・氏名　　印

代 理 人 所 在 地
（受任者）所 属 (役 職 名)
代 理 人 氏 名　　印

当社　　を代理人と定め下記権限を委任します。

記

（委任事項）

１　平成３１年度　緊急時対策支援システムの運用に係る支援業務（ＰＷＲ）の入札に関する一切の件

２　１の事項にかかる復代理人を選任すること。

(様式２－②)

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　殿

代理人所在地
（委任者）商号又は名称
所属(役職名)
代理人氏名　　印

復代理人所在地
（受任者）所属(役職名)
復代理人氏名　　印

当社　　を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

（委任事項）
平成３１年度　緊急時対策支援システムの運用に係る支援業務（ＰＷＲ）の入札に関する一切の件

（参　考）

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条　契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律　（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条　契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

２　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

仕　様　書

1　件名

平成３１年度　緊急時対策支援システムの運用に係る支援業務（ＰＷＲ）

2　目的

原子力規制庁（以下「規制庁」という。）が所管する緊急時対策支援システム（以下「ＥＲＳＳ」という。）の円滑な運用を行う為に、原子力緊急時に規制庁担当職員（以下「担当職員」という。）が行うＥＲＳＳ操作等に対する助勢、平常時の定期的な点検・訓練、及びマニュアル類の整備等を行うことを目的とする。

3　業務内容

以下の業務を行う。業務遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

３．１　緊急時支援

a.緊急時運用訓練

緊急時対応を行う者を対象に対応能力維持・向上を目的として ERSS（訓練モード）を使用した緊急時運用訓練を事故シナリオ１ケース×10 回実施すること。１ケース最大 2 時間程度とすること。

受注者は、規制庁が以下に示す事故シナリオ(6 ケース)を基に事前に ERSS 訓練用伝送データ、訓練用事業者通報及びシナリオ説明資料を作成し、訓練当日に伝送を行うこと。訓練参加者（最大 10 名）分の訓練用事業者通報及びシナリオ説明資料を印刷すること。

訓練当日は、訓練を統裁するコントローラを１名専任してデータ伝送管理及びプラント状況の説明、訓練用事業者通報等の配布を行うこと。

受注者の訓練参加者（以下「プレイヤー」という。）は、担当職員の指示を受け、訓練用伝送データを用いた解析予測を行い、プラント状況及び解析結果を大画面装置に出力すること。また、得られた解析結果、プラント状況について的確に担当職員に報告すること。解析予測には、専任のプレイヤーを配置すること。

訓練終了後に訓練参加者間で事故シナリオの復習を行い、プラントの状態変化について検討を行うこと。

なお、実施内容の詳細については、以下に示す事故シナリオを基に担当職員と別途協議の上、取り決める。

ケース１：大破断 LOCA 事象＋非常用炉心冷却設備（ECCS）注水機能喪失
ケース２：大破断 LOCA 事象＋再循環モード切替失敗
ケース３：全交流電源喪失事象
ケース４：蒸気発生器伝熱管破損事象

ケース５：蒸気発生器給水機能喪失事象
ケース６：小破断 LOCA 事象＋再循環モード切替失敗

b.通信連絡訓練の実施

期間中の任意の時期に規制庁が実施する通信連絡訓練（１０回）に参加すること。通信連絡においては、支援体制表に登録された者２名以上の回答を必須とする。

c.緊急時支援体制

原子力施設で緊急事態が発生した場合に担当職員の要請に基づき、２名で２４時間の支援体制を敷き、担当職員の指示の基に事業者通報等の受信、プラント情報表示システムを用いた情報収集・確認、解析予測システムを用いた予測進展等を行い、規制庁を支援すること。

緊急時対応を行う者が 24 時間 365 日、担当職員の要請に基づき規制庁（六本木ファーストビル）に参集できる体制を維持すること。

緊急時対応を行う者の氏名・連絡先等を記載した緊急時の支援体制表を提出すること。

３．２　ＥＲＳＳ点検作業

規制庁内（六本木ファーストビル）、第一データセンター（DC1）及び第二データセンター（DC2）のＥＲＳＳ及び代替ＥＲＳＳに関連するシステム等の点検を行うこと。点検は、ＥＲＳＳ運用支援に関連するものとし、ハードウェア、ミドルウェア、ＯＳ等を対象としない。

点検対象は、表１に示す。

表１ERSS 点検対象一覧

設置場所	対象機器	数量
規制庁内（六本木ファーストビル）	プラント情報表示システム	１式
	解析予測システム	３台
	プラント事故挙動データシステム	２台
	大画面表示装置	１式
	運用管理端末	１式
	シミュレーションデータ発生装置	２台
第一データセンター（DC1）	プラント情報表示システム	１式
	解析予測システム	３台
	プラント事故挙動データシステム	２台
第二データセンター（DC2）	プラント情報表示システム	１式
	解析予測システム	３台
	プラント事故挙動データシステム	２台

	運用管理端末	1式

点検では、既存の各プラント解析結果を模擬データとして伝送し、各システムの表示及び動作確認を行うこと。ただし、動作確認に模擬データの伝送を必要としないシステムは除く。

大画面表示装置等の点検では、周辺にある操作端末（10 台）の映像を切り替えて表示させて確認すること。

点検は月１回実施すること。点検日は、担当職員と調整し決定すること。点検結果は、チェック表にまとめ提出すること。

３．３　マニュアル類の整備

a．マニュアルの点検

運用支援業務の結果を基に、ＥＲＳＳ各サブシステムの操作マニュアルの点検を行い、必要ならば修正する。点検実施は平成 31 年 9 月期とする。

b．緊急時活動レベル別の状態説明資料の改訂

既存の資料を基に、下記の 8 発電所 17 原子炉を対象として、原子力事業者防災業務計画で定められている緊急時活動レベル（以下「ＥＡＬ」という。）別にＥＲＳＳ各サブシステムを用いてトレンドグラフ等を作成し、ＥＡＬの判断基準をＥＲＳＳ上で説明する資料を作成する。なお、使用する原子力事業者防災業務計画は、平成 31 年 12 月時点とする。

・泊発電所　：1 号機、2 号機、3 号機
・敦賀発電所：2 号機
・美浜発電所：3 号機
・大飯発電所：3 号機、4 号機
・高浜発電所：1 号機、2 号機、3 号機、4 号機
・伊方発電所：3 号機
・玄海原子力発電所：3 号機、4 号機
・川内原子力発電所：1 号機、2 号機

３．４ 緊急時支援要員の能力確認試験

３．１緊急時支援の業務の支援体制表に指定された要員の緊急時支援能力の確認試験（以下「確認試験」という。）を行う。確認試験は、受注者の全ての支援要員を対象とし、1 人当たり年間 2 回実施するものとする。確認試験は、担当職員と受注者の実施責任者により表 2 に示す項目を実施する。試験時にマニュアル、関係資料等の確認を行っても構わない。

表 2 能力確認試験項目

能力確認対象	実施内容	要求レベル
プラント情報表示システム	発電所サマリの操作	・指定された発電所の「発電所サマリ」を表示できること。

		・「発電所サマリ」から指定されたパラメータのトレンドグラフを表示できること。
	ユニット情報の操作	・指定された発電所の「ユニット情報」を表示できること。 ・「ユニット情報」から指定されたパラメータのトレンドグラフを表示できること。 ・トレンドグラフ（リニア）のスケール変更ができること。 ・ポンプ on-off、バルブ開閉を表示し、状態を説明できること。
	環境サマリの操作	・指定された発電所の「環境サマリ」を表示できること。 ・「環境サマリ」から指定されたパラメータのトレンドグラフを表示できること。 ・トレンドグラフ（対数）のスケール変更ができること。
	時系列の操作	・指定されたパラメータについて、指定された時刻より時系列を表示できること。
	トレンドグラフの操作	・指定されたパラメータについて、指定のスケールでトレンドグラフを表示できること。 ・複数のパラメータを比較できるようにトレンドグラフを表示できること。
	パラメータリストの操作	・パラメータリストから任意時刻の値を表示できること。
	支援情報の操作	・要求事項から適切な支援情報画面を表示できること。
	状態判断	・任意の試験用模擬データより原子炉の状態判断ができること。
解析予測システム	予測解析基本操作	・解析予測システムの起動、訓練データを用いた解析ができること。
	破断口径の同定	・LOCA 事象の訓練用模擬データから破断口径の同定操作ができること。
	任意パラメータの表示	・解析予測システムで任意のパラメータをグラフ表示できること。
	複数解析結果の比較操作	・複数の解析結果の比較検討用の表示操作ができること。
	解析結果説明資料の作成	・解析結果をトレンドグラフ、イベント時刻を合わせて説明用資料を作成できること。
	任意パラメータの変更	・解析予測入力パラメータの変更操作ができること。
プラント事故	事象の表示	・指定された発電所の指定された事象を表示するこ

挙動データシステム		とができる。
	トレンドグラフの表示	・指定された事象を複数表示し、比較が行えるトレンドグラフが表示できること。
大画面表示装置	基本操作	・電源の入切、全画面、4 分割画面の表示操作ができること。
	任意の画面表示及び切替	・指定された画面の表示及び表示の切り替え操作ができること。
シミュレーションデータ発生装置	模擬データの伝送	・任意の発電所の試験用模擬データを伝送できること。
	シナリオの説明	・訓練用模擬データの内容を説明できること。
運用管理端末	オフライン情報の入力	・オフラインパラメータを入力できること。
	伝送データの削除	・伝送された試験用模擬データを削除できること。

a. 準備作業

受注者の実施責任者は、担当職員と協議を行い、確認試験の年間スケジュールを作成し、受験する支援要員を指名すること。受注者は、確認試験時に使用する要求レベルチェックシート、試験用模擬データを作成し、担当職員の承認を受けること。当該作業は、確認試験の受験者以外で行うこと。なお、試験用模擬データは、運用訓練等のデータを流用してもよい。

b. 確認試験の実施

受注者の実施責任者又は実施責任者が指名した試験を受けない支援要員は、確認試験当日に試験の統裁を行うこと。試験は 2 段階に分けて行い、1 回目の試験用模擬データの伝送で表 2 の実施内容における「模擬データの伝送」、「プラント情報表示システム」・「大画面表示装置」・「プラント事故挙動データシステム」に係る実施内容について確認試験を行う。2 回目の試験用模擬データ伝送で「解析予測システム」に係る実施内容について確認試験を行うこと。ただし、各確認試験のシナリオに応じて適宜順序を変更すること。また、担当職員と協力して要求レベルチェックシートを用いて受験者の採点を行うこと。

c. 合否判定及び再試験

確認試験の実施内容について一定時間（30 分を目安とする）以内に要求レベルに到達しなかった場合、能力不十分とし、受注者の責任者は担当職員と協議し期日を定め、合格するまで再試験を実施する。再試験は、全ての項目を再度実施するものとする。

d. 実施時期

確認試験の実施は、６月より原則２回/月で行う。国の総合防災訓練及び ERSS 転地訓練実施月は１回/月とする。

３．５　ERSS 室転地訓練

首都直下地震等の災害により規制庁（六本木ファーストビル）にある ERSS 室が使用できなくなった状況を想定し転地訓練を行うこと。訓練の目的は、ERSS 室からの転地によって発生する ERSS サブシステムの初期設定の確認、転地による課題の抽出及び参加者の技能習得とする。別拠点への交通手段については、訓練の対象外とし通常交通機関を使用する。ただし、同一交通手段を用いた場合、事故・遅延等が発生した場合、本業務全体に悪影響があるため、列車の変更、空路の変更（陸路への変更も含む）等を行い２班に分かれて移動すること。

実施場所は、鹿児島県原子力防災センター（〒895-0052 鹿児島県薩摩川内市神田町 1-3 ）（仮）とする。実施場所到着から統合防災ネットワーク端末を使用して第二データセンターの代替 ERSS サブシステム初期設定及び役割分担決定までを第一段階とし、緊急時運用訓練のデータを利用した同等の訓練を第二段階として実施すること。訓練は移動を含めて２日間とし、頻度は、年１回とする。実施時期は別途協議とする。

a．事前準備

受注者は、プレイヤー2 名と訓練を統裁するコントローラ１名の体制を構築すること。コントローラは、訓練用の模擬伝送データ、事業者通報、プラント状況説明書を事前に作成し、担当職員の承認を受けること。

b.訓練の実施

受注者は、ERSS 室転地訓練実施場所に到着後、第一段階の作業として、プレイヤーは、代替 ERSS サブシステム初期設定及び役割分担を決定すること。コントローラは、担当職員と訓練用の状況付与の最終確認を行うこと。

コントローラは、第二段階の作業として模擬データ伝送、事業者通報等の配布を行うこと。プレイヤーは、プラント状況の確認、解析予測の実施、担当職員への報告を行う。

シナリオ作成、データ伝送管理及びプラント状況の説明、訓練用事業者通報等の配布を行うこと。

c．課題の抽出

受注者と担当職員は、訓練実施後に振り返りを行い、代替 ERSS の使用も含めた良好事例、課題の抽出を行う。受注者は、振り返りの結果をまとめて担当職員に報告すること。

３．６　ERSS 基礎研修支援

原子力施設での事故・災害時に緊急時対応センター（以下「ERC」という。）で活動するプラント班要員向けとして、ERSS を用いた基本的なプラント挙動の確認と ERSS

の操作実習の支援を行う。

a．基礎研修の目的

原子力施設での事故・災害時にＥＲＣで活動する要員向けとして、ERSS を用いた基本的なプラント挙動の確認と操作実習により、初動対応時に必要となる ERSS に関する基礎的な知識と技術を習得する。

b．前提条件

①実施場所：六本木ファーストビル２F　ERSS室

②実施回数/時期：２回/７月・８月（予定）

詳細については担当職員との打合せで決定する。

③実施方法：

定員： 12名

講義：対面式講義形式

実習：１名/端末での実習

④受講対象者：ERCプラント班要員

⑤対象とするプラント：総合防災訓練対象プラント又は、標準プラント

⑥ 使用教材：

・講義資料

（ア）　テキスト

（イ）　緊急時活動レベル別状態説明

・模擬データ発生装置（ERSS訓練モード）

・事故シナリオ解説資料

・プラント状況表示用端末　12台

c．実施内容

（１）事前作業

イ）事前打ち合わせ

担当職員と事前に伝送シナリオ、当日段取りの打合せを行うこと。

ロ）伝送データの準備

前項の打合せ結果を踏まえて、模擬データ発生装置の伝送データ準備を行う。準備には、試伝送を行い担当職員の確認を受けること。

伝送データは以下のケースとする。

ケース１定格出力運転

ケース２トリップ（通常除熱・SG大気解放）

ケース３大破断LOCA事象＋非常用炉心冷却設備（ECCS）作動失敗

ケース４大破断LOCA事象＋非常用炉心冷却設備（ECCS）作動成功＋再循環冷却（失敗）

上記ケース２～４について、シナリオ概要、イベント時系列、代表パラメータを用いたトレンドグラフを作成し担当職員の承認を受けること。

（２）当日作業

イ）操作指導の補助

ERSS プラント状態表示機能の実習時に受講生への操作指導の補助を行うこと。

ロ）模擬データの伝送

前項（１）ロで準備した模擬データの伝送を行うこと。

ケース１：定格出力運転状態のみ実稼働炉があれば、それを用いてもよい。

ケース３とケース４においては、解析予測システムによる予測進展解析を担当職員の指示に基づき行うこと。この際の解析は、事前に調整を行い、受講者に対して事故のタイムスケールの理解を目的とする。

（３）その他

本基礎研修は、同じ内容を 2 回開催するものとする。その他、詳細については担当職員との打合せで決定すること。

d. 規制庁からの提供品等

ERSS 機能

講義用機材（プロジェクター等）

研修会場

テキスト・記録用紙等の印刷

３．７　訓練支援

規制庁が参加する原子力事業者防災訓練においてＥＲＳＳサブシステムを用いた支援を行うこと。支援内容は、トレンドグラフ・プラントイベント時系列作成、伝送時のプラント情報表示システムの画面キャプチャ及び解析予測システムによる解析を対象とする。対象訓練は以下とする。

九州電力　玄海原子力発電所、川内原子力発電所

関西電力　大飯発電所、高浜発電所

a.当日作業

訓練当日に画面キャプチャの取得、解析予測システムを用いた速報を行うこと。

b.資料作成

訓練終了後に遅滞なくトレンドグラフ･プラントイベント時系列､画面キャプチャについてまとめた資料を作成し提出すること。

３．８　報告書等の作成

業務結果をまとめた報告書を作成する。

３．９　その他留意事項

本業務従事者は、感染症等の恐れがある者の点検・訓練参加を禁止とする。発症者がいた場合、代理者で充足すること。

４　業務実施場所

東京都港区六本木１－９－９　六本木ファーストビル
原子力規制委員会原子力規制庁

５　履行期間

自：平成３１年６月１日
至：平成３２年３月３１日

６　実施責任者及び実施体制

受注者は、実施責任者及び品質管理体制を明示した実施体制表を提出すること。あらかじめ下請負者が決まっている場合は、下請負者名及びその発注業務内容を含めて記載すること。ただし、金５０万円未満の下請負業務、印刷費、会場借料、翻訳費及びその他これに類するものを除く。

実施責任者は本作業の遂行にあたり十分な実務能力及びマネジメント能力を有し、本作業を統括する立場になる者とすること。

実施体制には必ず本件に精通した経験豊富なスタッフを含めること。また、２人以上の直接担当者を定め、一方が出張などの時にも支障なく業務が遂行できるようにすること。

７　提出書類及び納入品目

（１）提出書類

受注者が規制庁に提出する書類の提出時期及び部数は、次の通りとする。なお、これらの提出図書は、紙媒体、電子媒体（PDF 及び MS-Word2013、Excel2013、PowerPoint2013 以下のいずれかのファイル形式）で提出すること。

項番	提出書類	部数	提出時期	承認	備考
1	実施体制表	１部	契約締結後速やかに	要	3.1a 支援体制表含む
2	下請負届	１部	契約締結後速やかに	要	非該当の場合省略可
3	品質計画書	１部	契約締結後速やかに	要	８品質計画書による
4	情報セキュリティ対策実施方法・管理体制書	１部	契約締結後速やかに	要	１１情報セキュリティの確保による
5	実施工程表	１部	契約締結後１週間以内	要	
6	打合せ議事録	１部	打合せ後１週間以内	要	
7	情報セキュリティ対策実施報	１部	納入時		１１情報セキュリティの確保による

	告書				
8	報告書	１部	納入時		1～７を包含すること
9	完了届	１部	納入時		

（２）納入品目及び納入場所

(a)納入品目：（１）に定める提出書類

(b)納入場所：東京都港区六本木一丁目９番９号　六本木ファーストビル
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房総務課情報システム室

８　品質計画書

品質計画書には最小限、以下の内容を記載すること。

（１）品質管理体制

受注業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。

・作業実施部署は品質管理部署と独立していること。

・実施責任体制が明確となっていること（実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと）。

（２）品質管理の具体的な方策

受注業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法（チェック時期及びチェック内容）が明確にされていること。

（３）担当者の技術能力

業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

９　検収条件

提出された成果物は、本仕様書に基づき国の検査職員が検査し、これに合格しなければならない。

１０　貸与品・支給品

貸与品・ 支給品については、担当職員との事前の協議の上で決定するものとする 。

１１　情報セキュリティの確保

受注者（請負者） は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

（１）受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当職員に書面で提出すること。

（２）受注者は、担当職員から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。

（３）また、本業務において受託者が作成する情報については、担当職員からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

（４）受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて担当職員の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

（５）受注者は、担当職員から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において受注者が作成した情報についても、担当職員からの指示に応じて適切に廃棄すること。

（６）受注者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）原子力規制委員会情報セキュリティポリシー
https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf

１２　その他

（１）受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当職員と速やかに協議し、その指示に従うこと。

（２）受注者は、本業務において納入する全ての成果物について、瑕疵担保責任を負うものとする。瑕疵担保責任期間は当庁により検収後１年間とする。

（３）作業実施者は、担当職員と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。

（４）業務上不明な事項が生じた場合は、担当職員に確認の上、その指示に従うこと。

（５）常に、担当職員との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。

（６）本調達において納品される成果物の著作権は、検収合格が完了した時点で、当庁に移転する。受注者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。

（７）成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

１３　原子力緊急事態発生時の対応

「３．１緊急時支援」の緊急事態発生時の対応業務にかかる費用については、規制庁と受注者との間で協議の上、緊急時清算単価表を作成して契約し、この緊急時清算単価表により清算するものとする。

１４　業務の引継ぎ

（１）用語の定義

ア　現行の受注者：今現在請負っている業者

イ　受注者：本仕様書に基づく入札で落札した業者

ウ　次回の受注者：本仕様書に基づく受注者の契約終了後の入札で落札した業者

（２）現行の受注者からの引継ぎ

規制庁は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の受注者及び受注者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった受注者は、本業務の開始までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行の受注者の負担となる。

（３）本業務終了の際に受注者の変更が生じた場合の引継ぎ

規制庁は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、受注者及び次回の受注者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い受注者が変更になる場合には、受注者は次回の受注者の当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類により、次回の受注者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、受注者の負担となる。

（４）規制庁からの貸与物件

報告書等

以上

入札適合条件

平成３１年度　緊急時対策支援システムの運用に係る支援業務（PWR）を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。なお、体制については、業務開始時に実現可能な内容で記載すること。

（１）平成３１・３２・３３年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

（２）原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。

（３）以下の要件をすべて満たしていること。

イ）シビアアクシデントの熱流動及び放射性物質の挙動について、ＭＡＡＰコード及びＭＡＡＰ－ＤＯＳＥコードを使って計算できる能力があることを、Ａ４用紙１枚程度に記載し提出すること。なお、納入実績でその能力を示す場合には、これまでに実施したＭＡＡＰコード及びＭＡＡＰ－ＤＯＳＥコードを使用した作業実績を１件以上示すこと。

ロ）ＥＲＳＳに関する知識を有していること。

・ＥＲＳＳに関する知識を示すために、ＥＲＳＳのシステム構成についてＡ４用紙１枚程度で示すこと。

ハ）ＥＲＳＳの運用に必要な原子力防災に関する知見を有していること。

・ＥＲＳＳの運用に必要な原子力防災に関する知見を示すために、緊急時活動レベルの考え方についてＡ４用紙１枚程度で示すこと。

ニ）原子力緊急事態に対して２４時間の緊急時支援体制を備えていること。

・本作業の連絡窓口、対応体制、対応部署名等を記載した体制図を提出すること。なお、個人情報に係る氏名・生年月日等は記載する必要はない。

・原子力緊急時において、担当職員が助勢を要請した後に２４時間対応をとることができる体制を示すこと。また、体制には少なくとも２名が公共交通機関（タクシーを含む）を用いて、規制庁ＥＲＳＳ室に２時間で到達できる距離に住居を構えていること。これを示すため、最寄り駅等の情報を示すこと。

（４）成果物の品質確保の観点から、品質マネジメントシステム（ISO9001 相当）等の認証を取得していること。取得していない場合は、認証相当の品質管理に関する管理体制が確立されていることを示すため、下記に記載する品質要求事項について記載した資料を提示すること。

イ）品質管理体制

ロ）品質管理の具体的な方策

ハ）文書管理（記録の管理を含む）

（５）対外秘資料を取り扱うため、情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）

の認証を取得していること。取得していない場合は、認証相当の情報管理に関する管理体制が確立されていることを示す運用中の社内規程または同等の資料を提示すること。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の（１）から（５）までの条件を満たすことを証明するために、様式１及び様式２の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁長官官房総務課情報システム室が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等（添付資料を含む。）は、正１部、及び副１部を提出すること。

また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、平成３１年５月７日（火）１２時までに電子メール又は文書（ＦＡＸも可）で、下記の原子力規制庁長官官房総務課情報システム室提出すること。

提出先：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課情報システム室
〒106-8450　東京都港区六本木１－９－９　六本木ファーストビル５階
担　当：守屋　嘉則（yoshinori_moriya@nsr.go.jp）
ＴＥＬ：０３－５１１４－２２４０
ＦＡＸ：０３－５１１４－２２５０

（様式１）

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　殿

所　在　地

商号又は名称　　㊞

代 表 者 氏 名　　㊞

「平成３１年度　緊急時対策支援システムの運用に係る支援業務（ＰＷＲ）」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

（様式２）

適合証明書

件名：平成３１年度　緊急時対策支援システムの運用に係る支援業務（ＰＷＲ）

商号又は名称：

条　　件	回 答 (○or×)	資料 No.
（１）平成３１・３２・３３年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。 （２）原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。 （３）以下の要件をすべて満たしていること。 イ）シビアアクシデントの熱流動及び放射性物質の挙動について、ＭＡＡＰコード及びＭＡＡＰ－ＤＯＳＥコードを使って計算できる能力があることを、Ａ４用紙１枚程度に記載し提出すること。なお、納入実績でその能力を示す場合には、これまでに実施したＭＡＡＰコード及びＭＡＡＰ－ＤＯＳＥコードを使用した作業実績を１件以上示すこと。 ロ）ＥＲＳＳに関する知識を有していること。 ・ＥＲＳＳに関する知識を示すために、ＥＲＳＳのシステム構成についてＡ４用紙１枚程度で示すこと。 ハ）ＥＲＳＳの運用に必要な原子力防災に関する知見を有していること。 ・ＥＲＳＳの運用に必要な原子力防災に関する知見を示すために、緊急時活動レベルの考え方についてＡ４用紙１枚程度で示すこと。 ニ）原子力緊急事態に対して２４時間の緊急時支援体制を備えていること。 ・本作業の連絡窓口、対応体制、対応部署名等を記載した体制図を提出すること。なお、個人情報に係る氏名・生年月日等は記載する必要はない。 ・原子力緊急時において、担当職員が助勢を要請した後に２４時間対応をとることができる体制を示すこと。また、体制には少なくとも２名が公共交通機関（タクシーを含む）を用いて、規制庁ＥＲＳＳ室に２時間で到達できる距離に住居を構えていること。これを示すため、最寄り駅等の情報を示すこと。 （４）成果物の品質確保の観点から、品質マネジメントシステム（ISO9001 相当）等の認証を取得していること。取得していない場合は、認証相当の品質管理に関する管理体制が確立されていることを示すため、下記に記載する品質要求事項について記載した資料を提示すること。 イ）品質管理体制 ロ）品質管理の具体的な方策 ハ）文書管理（記録の管理を含む） （５）対外秘資料を取り扱うため、情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）の認証を取得していること。取得していない場合は、認証相当の情報管理に関する管理体制が確立されていることを示す運用中の社内規程または同等の資料を提示すること。		

適合証明書に対する照会先
所在地　　：（郵便番号も記載のこと）
商号又は名称及び所属：
担当者名　　：
電話番号　　：
FAX 番号　　：
E-Mail　　：

記載上の注意

１．適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。

２．内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合については他の資料を添付することができる。

３．適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。
　その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。

４．資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、Ａ４判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。

５．適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。

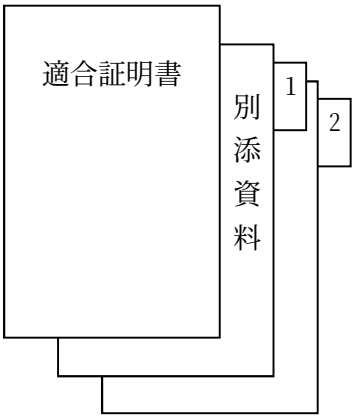

①項目ごとにインデックス等を付ける。
②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

（案）

契　約　書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　名（以下「甲」という。）と、　　（以下「乙」という。）とは、「平成３１年度　緊急時対策支援システムの運用に係る支援業務（ＰＷＲ）」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　乙は、別添の契約仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第２条　金○○○○○円（うち消費税額及び地方消費税額○○○○円）とする。

なお緊急時対応を行った場合には、別紙１（契約締結時に協議し作成する）にて精算した金額を上記金額に付加するものとする。

２　前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき算出した額である。

（契約期間）

第３条　平成３１年６月１日から平成３２年３月３１日までとする。

（契約保証金）

第４条　甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（一括委任又は一括下請負の禁止等）

第５条　乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負わせた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

３　乙は、第１項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

（監　督）

第６条　乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

２　甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

（完了の通知）

第７条　乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

（検査の時期）

第８条　甲は、前条の通知を受けた日から１０日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

（天災その他不可抗力による損害）

第９条　前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

（対価の支払）

第１０条　甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から３０日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

（遅延利息）

第１１条　甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

（違約金）

第１２条　乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

（１）乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物（以下「納入物」という。）の引渡しを終わらないとき　延引日数１日につき契約金額の１，０００分の１に相当する額

（２）乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき　契約金額の１００分の１０に相当する額

（３）乙が正当な事由なく解約を申出たとき　契約金額の１００分の１０に相当する額

（４）本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき　契約金額の１００分の１０に相当する額
（５）前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき　契約金額の１００分の１０に相当する額
２　乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約の解除等）
第１３条　甲は、乙が前条第１項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。
２　甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

（かし担保責任）
第１４条　甲は、役務行為が完了した後でもかしがあることを発見したときは、乙に対して相当の期間を定めて、そのかしの補修をさせることができる。
２　前項によってかしの補修をさせることができる期間は、引渡し又は給付を受けてから１カ年とする。
３　乙が第１項の期日までにかしの補修をしないときは、甲は、乙の負担において第三者にかしの補修をさせることができる。

（損害賠償）
第１５条　甲は、かしの補修、違約金の徴収、契約の解除をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。ただし、損害賠償を請求することができる期間は、引渡し又は給付を受けてから１カ年とする。

（秘密の保持）
第１６条　乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。
２　乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡等）
第１７条　乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する

場合にあっては、この限りでない。

２　乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは民法第４６７条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

（１）甲は、承諾の時において本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。

（２）譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

（３）甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

３　第１項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第４２条の２の規定に基づき、甲が同令第１条第３号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（著作権等の帰属・使用）

第１８条　乙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

２　乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

３　乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（個人情報の取扱い）

第１９条　乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）に

ついては、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

２　乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（１）甲から預託を受けた個人情報を第三者（第５条第２項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。

（２）甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

３　乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

４　甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

５　乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

６　乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

７　第１項及び第２項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

（資料等の管理）

第２０条　乙は、甲が貸出した資料等については、充分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

（契約の公表）

第２１条　乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

（紛争の解決方法）

第２２条　本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

２　前項のほか、 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項１】

（談合等の不正行為による契約の解除）

第１条　甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

（１）本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ　独占禁止法第４９条に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ　独占禁止法第６２条第１項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ　独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

（２）本契約に関し、乙の独占禁止法第８９条第１項又は第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき

（３）本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第２条　乙は、前条第１号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

（１）独占禁止法第６１条第１項の排除措置命令書

（２）独占禁止法第６２条第１項の課徴金納付命令書

（３）独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第３条　乙が、本契約に関し、第１条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

３　第１項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者

は、連帯して支払わなければならない。

4　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5　乙が、第１項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項２】

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第４条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（下請負契約等に関する契約解除）

第５条　乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第６条　甲は、第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

３　乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

４　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

５　第２項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

６　第３項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

７　乙が、第３項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第７条　乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　東京都港区六本木一丁目９番９号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　名

乙